

ネットとうほく 2019 (検) 第 3 号-2
令和元 (2019) 年 10 月 3 日

〒980-0811

宮城県仙台市青葉区一番町 1-9-1

森トラスト・ホテル&リゾート株式会社 御 中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-40

ブライツシティ柏木 702 号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



申入書兼照会書

当団体からの令和元年 7 月 23 日付照会書に対し、貴社より同年 8 月 1 日付回答書及び貴ホテルのご利用規約及び挙式・披露宴お申込書（以下、「本規約」といいます）を拝受いたしました。ご対応いただきましたことにお礼申し上げます。

ご送付頂きましたご利用規約（以下「本規約」といいます。）を検討した結果、以下のとおり申入れ及び照会をいたします。

つきましては、申入れ及び照会事項に対し、本書面到達後 2 ヶ月以内を目処にご回答をいただきますようお願いいたします。

なお、本件照会の経緯や照会結果については、消費者契約法 27 条に基づき、公表させていただく場合があることを念のため申し添えます（公表する場合や内容の詳細は、前回添付した別紙「消費者市民ネットとうほくの「申し入れ」等における活動方針と公表ルールについて」を参照下さい）。

第 1 申入れ事項

1 申入れの趣旨

【申入れ事項 1】

本規約「4. 取消料と変更料」の、「申込日から 100 日前までの取消料を申込金 10 万円」とする規定について、

- ①取消日が披露宴当日の 365 日以前の場合について、取消料を申込金 10 万円とする規定を削除すること

②取消日が披露宴当日の364日前～100日前までの取消料について平均的損害を超えない範囲の定めとなるよう修正すること

【申入れ事項2】

本規約の「8. 損害賠償」の規定を削除するか、ホテルの施設・什器備品等の損傷等の損害が発生した場合、損害発生につき故意過失がある者がある場合にその者に対し損害賠償請求する趣旨の規定に修正すること

【申入れ事項3】

本規約の「6. 違約金」の規定を削除すること

【申入れ事項4】

本規約の「5. お支払い」において、「取消料・変更料あるいは挙式・披露宴代金のお支払いにつき問題が生じた場合、お支払いはご両家に連帯してご負担頂きます」との記載を削除するか、契約当事者以外の者も支払い義務を負うかのように誤解されない文言に訂正すること

【申入れ事項5】

本規約の「10. 契約締結の拒否、並びに契約の解除(1)④」について、「お客様に支払い能力がないと当ホテルが判断した場合」との文言を削除すること

2 申入れの理由

【申入れ事項1について】

(1) 本規約は「申込み日から100日前まで」とされており、披露宴取消日が披露宴の1年以上前であっても当該の取消料が適用されます。

消費者契約法9条1号は、違約金を定める条項について、いわゆる平均的損害を超えるものについては、その超える部分が無効であると定めています。

通常、披露宴の1年以上前には具体的な準備は行われていませんから、取消しにより積極的損害は生じていません。また、その後1年以上の間に新たな予約が入ることは十分に期待し得えますから、結果的にその後新たな予約が入らず、当初の予定どおりに挙式等が行われたならば得られたであろう利益を喪失したとしても、その損害は少なくとも挙式日の1年以上前の時点においては平均的な損害として想定し得るものとは認められません。この点は、東京地方裁判所において同旨の判断がなされており、ご参照ください(東京地裁平成17年9月9日判決/判例時報1948号96頁)。

取消日が披露宴当日の365日以前の場合にも申込金を取消料とする(返還しない)との規定は、消費者契約法9条1号に違反するものと判断されることから、本規定の削除を求めます。

なお、仮にこの場合にも何らかの損害が生じるとお考えであれば、当該損害の内容及び理由（貴社の想定する平均的損害の算定根拠）をご説明ください。
(2) また、披露宴当日の364日前から100日前までの解約の場合についても、一律に申込金（10万円）に相当する損害が発生するとは考えられません。

日本ブライダル文化振興協会のモデル約款においても、「364日目以降180日まで 申込金の50%まで及び印刷物等の実費」、「179日目以降150日目まで 申込金の全額及び印刷物の実費」とされ、時期によって取消料とする申込金の割合を変えています。

また、モデル約款は半額ないし全額の申込金を取消料とすることを認めていますが、貴社の申込金は10万円と高額であることからモデル約款に機械的に習うのではなく、各時期において、実際にどの位の平均的損害が想定されるのかをご検討の上定められるべきです。

【申入れ事項2について】

本規約の「8. 損害賠償」は、「お客様」すなわち契約者及びお客様の関係者（出席者及びお客様が直接ご依頼された取扱会社を含みます）により損害が発生した場合、お客様（契約者）に損害賠償請求する（損害賠償責任を負う）と読める規定です。しかし、お客様（契約者）の行為を原因として損害が発生したとしても、お客様（契約者）にその損害発生に関して故意過失がないのに損害賠償責任を問うことはできませんし、それ以上にお客様の関係者の行為を原因とする場合についてお客様自身に故意過失がない場合を含め広く賠償責任を負うと読める本件規定は、民法上認められた賠償責任範囲を大きく逸脱するものです。この規定は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方向的に害するものとして消費者契約法10条に違反するものと判断されます。

よって、この規定を削除するか、損害発生につき故意過失がある者がある場合に、その者に対し損害賠償請求する（できる）趣旨の規定に修正することを求めます。

【申入れ事項3について】

本規6. 違約金において、「最終見積時点での進行人数または確定人数が契約時の予定人数より20名以上の減少の場合、22,000円×減少人数分の違約金を申し受けます」と規定されています。

結婚披露宴の契約は、具体的打合せを行って人数金額等の具体的契約内容が確定することを当然の前提とした契約であると考えられます。契約段階の予定人数（挙式の相当前の段階の予定人数のことと考えられます）を基準にして減

少人数が20人を超えたことをもって当然に違約金を請求できるとすることは、消費者契約法10条（前記）に違反すると判断されます。

【申入れ事項4について】

本規約の「5. お支払い」において、「取消料・変更料あるいは挙式・披露宴代金のお支払いにつき問題が生じた場合、お支払いはご両家に連帯してご負担頂きます」とされています。

しかし、この規定にいう「ご両家」とされる対象者・範囲も分からない上、契約当事者となっていない者に支払責任を負わせることができないことは明らかであり、この条項をもって契約当事者以外の者に法的責任を負わせる趣旨であれば、法律上の根拠なき負担を課するものとして上記同様消費者契約法10条に違反するものと判断されます。

もしそのような趣旨の条項ではないとしても、本条項は、文言上契約当事者以外の「ご両家」とされる関係者が挙式・披露宴代金の支払責任を負うことになると誤解を与える表現となっていますので、誤解を与えないような表現に修正を求めます。

【申入れ事項5について】

本規約の「10. 契約締結の拒否、並びに契約の解除」の（1）④では、「お客様に支払い能力がないと当ホテルが判断した場合、・・・既にご成約いただいている契約を解除致します」とされています。債務不履行の恐れがあるだけで契約解除はできないところ、お客様に支払い能力がないと「当ホテルが」判断した場合という、判断基準が明確でない理由で解除できるとすることは、消費者契約法10条（前記）に違反するものと判断されます。

第2 照会事項

本件規約の、披露宴当日の99日前～開催日までの取消料において、「申込金と見積金額」に対する一定のパーセンテージ額及び実費が取消料とされています。この取消料の定めが、取消の時期毎に平均的損害を超えていないか（さらに申入れ等を行うか否か）を検討する予定ですが、それを検討するに当たり、以下の点についてご照会いたします。

【照会事項1】

各段階の見積金額は、料理・飲物料金×申込み人数並びに会場費とされていますが、披露宴が開催されない場合未開封の飲物代は損害として発生しないのではないかと思われ、平均的損害の範囲とされるべき取消料の算定基礎からは除かれるべきではないかと考えられますが、この点についてはいかががお考えでしょうか。

また、料理・飲み物が未定の場合には22,000円を基準とするという根拠（それが平均的損害額となることの根拠）を説明下さい。

【照会事項2】

各段階の見積金額に対する各パーセンテージ額以外に、申込金10万円が取消料に加算されていますが、申込金は10万円と高額であり、一律に取消料に加算した場合、平均的損害を超えるのではないかとの疑義があります。

申込金を一律に取消料に加算する規定部分の削除を検討するか、もし各取消時期における見積金額に対する一定割合及び実費額だけでは平均的損害をカバーできないということであれば、そのように判断する根拠について、ご説明下さい。

【照会事項3】

各段階の取消料における実費について、「印刷・衣装・演出等の実費」と記載されていますが、衣装とは、具体的にどのような費用でしょうか（他から借り受ける場合のキャンセル料など実際に支払いが発生する費用のことでしょうか、それとも衣装の費用全額でしょうか）。演出等の実費も、具体的にはどのような費用でしょうか。

実費について、規約の*部分の説明だけではどの範囲の費用なのかわからないと思われまので、ご説明をお願い致します。

【照会事項4】

本規約の「4. 取消料と変更料」の※の注記において、「期日変更後に挙式・披露宴を取り消された場合は、その取消時点で発生する取消料の他に、期日変更時点で遡って算定する取消料の総額を申し受けます。」と記載されていますが、この文言だけではその意味が明確ではないと思われるため（2回分の取消料が必要ということでしょうか）、具体的内容をご説明下さい。

以上